最終更新日：2018年12月27日

株式会社キユーソー流通システム

代表取締役社長　西尾　秀明
問合せ先：総務部（０４２－４４１－０７１１）
証券コード：9369
https://www.krs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、グループ経営理念に基づく事業活動を通じて、社会に貢献し信頼され続けることを使命としております。
当社グループを取り巻く事業環境の変化に対応した経営の迅速な意思決定と経営の健全性・透明性・公正性を高めていくことが、継続的な企業価値向上の重要な課題であると考えており、これに資するコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。
また、法令等の遵守を定めたキユーソースピリット（倫理行動規範）の重要性を認識するとともに、全役職員が高い倫理観をもって事業活動を行うことができるよう、コンプライアンス・マニュアルの制定やコンプライアンス・プログラムを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

［補充原則１－２－４］
当社は現状、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、海外投資家の比率が20%を超えた時点で、対応の検討を行ってまいります。

［補充原則４－１－３］
当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督は行っておりません。最高経営責任者等の後継者計画についての監督を行う体制については、独立社外取締役が関与する仕組みなど、引き続き検討を行ってまいります。

［補充原則４－２－１］
当社の取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成され、月額報酬は職位に基づき決定し、賞与は中期経営計画に基づいた各期の計画達成率および連結営業利益額をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。
また、取締役は、役員持株会により自社株式を購入しております。
今後においては、必要に応じて自社株報酬等の新たな報酬制度を検討してまいります。

［補充原則４－３－２］
当社は、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役の選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えた代表取締役を選任しております。

［補充原則４－３－３］
当社は、代表取締役を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。万一、代表取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で決議することとしております。

［補充原則４－１０－１］
当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、指名・報酬に関して、取締役会にて独立社外取締役の適切な助言を得ております。また、社外取締役は経営者ミーティングや各種の社内行事にも積極的に参加し、平素より緊密に意見交換しております。

［原則４－１１］
当社の取締役会は、女性取締役を選任しておりませんが、各取締役が企業経営および各事業、法務等に豊富な知識・経験を備えた、多様性に富んだメンバー構成となっております。それぞれの取締役が当社の企業価値向上に大いに貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能していると考えております。また、監査役には弁護士および公認会計士がそれぞれ1名選任されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則１－４］
当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、当社グループの継続的な発展や中長期的な企業価値向上に資すると判断されるときには、政策保有株式を保有する場合があります。
取締役会は、毎年、政策保有株式を取得・保有する意義や資本コスト等を踏まえた採算性を精査し、定期的に保有の必要性を検討しております。検討の結果、意義が乏しいと判断される銘柄は売却します。
政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで、適切に行使します。
また、発行会社において不祥事等による企業価値の毀損があった場合には、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。

［原則１－７］
当社取締役との間で競業取引または利益相反取引を行う場合には、取締役会規程に則り、当社取締役会にて承認することとしております。
また、当社は、親会社のキユーピー株式会社および同社グループ各社より物流業務（保管、荷役、運送、情報処理など）を受託しており、物流を通じた密接な取引関係にありますが、同社および同社グループ各社との取引条件については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の取引条件あ

るいは市場価格を勘案して一般条件または協議により決定しております。当社取締役会は、少数株主の利益を害することのないよう取引を行うことを指針としており、これを遵守しております。

[原則2－6]
当社は、企業年金制度を設けており、受益者への安定的な年金給付を将来にわたって行うため、委託先の外部金融機関の意見を聞きながらリスク・リターンを勘案した年金資産構成割合を策定しております。
年金資産の運用状況については、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて年金に関する知識を有する専門部署において年金資産構成割合の見直しを行っております。また、運用機関に対しては、運用実績や運用方針、運用体制、運用プロセス等を勘案して総合的に評価・モニタリングを行っております。

[原則3－1]
(1) 当社のめざすところ (社是・社訓・グループ経営理念) は、以下のＵＲＬに開示しております。
https://www.krs.co.jp/company/philosophy.html
当社の2016年度～2018年度の中期経営計画は、以下のＵＲＬに開示しております。
https://www.krs.co.jp/ir/management _ policy.html
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載のとおりであります。
(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2．1．[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。
(4) 取締役・監査役の選解任と指名については、本報告書の「2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。
(5) 当事業年度における取締役および監査役の選任理由の概要については「株主総会招集ご通知」に記載の通りであります。

[補充原則4－1－1]
当社は取締役会規程および決裁規程に基づき、取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、計画策定および経営活動の推進策を代表取締役の諮問機関であります経営会議に権限を委譲し、定例および臨時開催で迅速な意思決定と機動的な業務執行をはかっております。また、執行役員制度を採用しており、執行役員規程および決裁規程に基づき業務執行の一部を委譲しております。

[原則4－9]
当社の独立社外取締役は、現在2名で、東京証券取引所の基準に基づき選任しております。

[補充原則4－11－1]
当社の取締役会は、国籍や人種、性別にとらわれず、各取締役が企業経営および各事業、法務等に豊富な知識・経験を備えた、多様性に富んだメンバー構成としております。各事業に精通する業務執行取締役4名と、豊富な知見や経験を有する弁護士等の有識者の社外取締役2名、グループ経営を行なうための非業務執行取締役2名の合計8名で構成しております。
なお、役員の選解任・指名手続については、本報告書の「2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

[補充原則4－11－2]
取締役および監査役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりであります。

[補充原則4－11－3]
当社は、取締役会の機能向上を目的として、年1回、その実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示しております。
2017年度は、取締役会の実効性評価について、すべての取締役および監査役に対し、アンケート調査を実施いたしました。
なお、アンケートの取りまとめおよびその分析は外部機関に委託しました。
係るアンケート結果を踏まえ、現状把握・課題認識について議論を行いました。
その結果、全体として取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。
一方で、2016年度に課題として認識していた取締役会における議論や報告資料の内容、社外役員に対する情報提供については、資料の事前配付等、一定の改善が認められましたが、いくつかの面において更に改善の余地があるとの認識を共有しており、引き続き改善に取り組み、更なる取締役会の実効性向上に努めてまいります。

[補充原則4－14－2]
当社は、取締役および監査役に対するトレーニングとして、取締役については、外部機関による研修またはセミナー等を通じて研鑽を行なうほか、社外役員に対し、当社の営業所、子会社等の主要拠点の視察等を実施し、当社に関する知識の習得を支援しております。また、取締役および監査役については、業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋しております。

[原則5－1]
(1) IRを担当する経営企画部を所管する取締役が、IR統括担当であります。
(2) 株主との対話にあたっては、IR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等は日常的に連携を図り、情報収集と経営陣との認識共有を図っております。
(3) 当社は中間・期末の決算説明会を開催しており、代表取締役社長が出席し、対話を行なっております。また、投資家訪問を行なうほか、インベスターズガイド・年次報告書等の発行などにより、情報開示の充実に努めております。
(4) 株主の皆様との対話において把握された意見につきましては、経営陣や関係各部にフィードバックし情報を共有しております。
(5) 当社は、内部者取引規制に関する規則を制定し、関係者は、東京証券取引所の主催するインサイダーセミナーに毎年出席し、情報収集と啓蒙に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
キユーピー株式会社	5,634,002	44.44

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,249,500	9.86
株式会社中島董商店	737,366	5.82
キユーソー持株会	306,410	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	207,200	1.63
キユーソー流通システムグループ従業員持株会	178,170	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社	155,600	1.23
株式会社三井住友銀行	145,500	1.15
株式会社みずほ銀行	117,000	0.92
第一生命保険株式会社	113,300	0.89

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	キユーピー株式会社 （上場：東京）（コード） 2809

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、キユーピー株式会社の連結子会社であります。
当社は、同社および同社グループ各社より物流業務（保管、荷役、運送、情報処理など）を受託しており、物流を通じた密接な取引関係にありますが、同社および同社グループ各社との取引条件については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の取引条件あるいは市場価格を勘案して一般条件または協議により決定しております。当社取締役会は、少数株主の利益を害することのないよう取引を行うことを指針としており、これを遵守しております。
なお、当社の連結営業収益のうち同社および同社グループ各社に対する営業収益が占める比率は17.7% であります。
また、当社は、同社工場構内等に設置した倉庫を賃借しており、同社および同社グループ各社ならびに一般顧客の物流業務を受託し、事業展開しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社と当社の親会社であるキユーピー株式会社との間に、金銭の貸借や債務の保証・被保証の関係はありません。
また、同社の執行役員1名が当社の非業務執行取締役を兼務しておりますが、取締役会の半数を満たすものではなく、その就任は当社からの要請によるものです。したがって独立性は確保されていると判断しております。
当該非業務執行取締役より必要に応じて経営に対する助言を受けておりますが、事業活動および経営判断については、当社の責任のもとに業務執行をはかっております。
また、当社は、上場会社としての責任を果たすべく当社グループとして独自に内部統制システムの構築を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長尾　隆史	弁護士											
岡本　信明	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長尾　隆史	○	長尾法律事務所代表（現任） 愛媛オーシャン・ライン株式会社監査役（現任） 株式会社マネースクウェアＨＤ監査役（現任）	一般的な経営判断の合理性確保、弁護士としての豊富な知見や経験からの経営判断アドバイスをいただくためであります。 （独立役員指定理由） 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、独立役員として適任であるためであります。
岡本　信明	○	学校法人トキワ松学園理事長（現任）	独立性の観点および大学教授経験者としての専門的視点、ならびに学校法人理事長としての見地からの経営判断アドバイスをいただくためであります。 （独立役員指定理由） 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、独立役員として適任であるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人は定期的なコミュニケーションを行っております。なお、前事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、福原正三、佐久間佳之の2氏であり、ＥＹ新日本有限責任監査法人に所属しております。

監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査部門は年間計画に基づき、本社、各支社およびグループ各社を対象に内部監査を実施し、監査実施結果を常勤監査役に報告しております。
なお、内部監査部門が実施する監査内容は、以下の項目に重点を置いた取り組みであります。
イ. 法令遵守をはじめとしたキユーソースピリットの実践による組織運営の健全性の確保
ロ. 業務処理の妥当性の検証･指導

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小泉 正明	公認会計士													
渡部　幹	その他													
飯塚　佳都子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

小泉 正明	○	小泉公認会計士事務所所長（現任） 株式会社ツクイ社外取締役（現任） 株式会社一家ダイニングプロジェクト社外監査役（現任） マネックスグループ株式会社社外取締役（監査委員、現任）	独立性の観点および、公認会計士としての豊富な知見や経験から、会計監査業務において広い見識をもつ適切な人材であると判断したためであります。 〈独立役員指定理由〉 当社と利害関係はなく高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
渡部　　幹	○	技術士（建設部門・都市及び地方計画） 渡部技術士事務所所長（現任）	独立性の観点および、物流事業に関する高度な専門知識と広い見識から経営全般に対する助言、意見をいただける適切な人材であると判断したためであります。 〈独立役員指定理由〉 当社と利害関係はなく高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
飯塚　佳都子	○	シティユーワ法律事務所パートナー（現任） 日新製糖株式会社社外取締役（現任） ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員、現任）	独立性の観点および、弁護士としての豊富な知見や経験から、業務監査において広い見識をもつ適切な人材であると判断したためであります。 〈独立役員指定理由〉 当社と利害関係はなく高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名

その他独立役員に関する事項

当社は東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として2010年10月1日に長尾隆史氏、2016年3月1日に小泉正明氏および渡部幹氏、2017年3月1日に岡本信明氏および飯塚佳都子氏を指定致しました。
当社といたしましては、現在の社外取締役2名および社外監査役3名による外部からの経営監視体制により、ガバナンスを充分に発揮できる体制となっていると考えますが、一般株主の利益保護を更に強化するため、独立性の観点から、現在の社外取締役より長尾隆史氏および岡本信明氏、社外監査役から小泉正明氏、渡部幹氏および飯塚佳都子氏の5名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、2003年3月1日から2006年2月28日を権利行使期間とするストックオプション制度を導入し、インセンティブの付与を行いました。今後のインセンティブ付与政策につきましては、世の中の動向を注視しながら、自社株報酬等の新たな報酬制度を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額につきましては、有価証券報告書および事業報告において開示しております。　https://www.krs.co.jp/ir/securities.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成され、月額報酬は職位に基づき決定し、賞与は中期経営計画に基づき、各期の計画達成率および連結営業利益額をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。

２０１７年度における取締役７名（うち社外取締役２名）に対する報酬の内容は、株主総会決議に基づく報酬が８７百万円（うち社外取締役分７百万円）であります。（取締役報酬額は年額３６０百万円以内と決議いただいております。）
監査役６名（うち社外監査役４名）に対する報酬の内容は、株主総会決議に基づく報酬が４５百万円（うち社外監査役分８百万円）であります。（監査役報酬額は年額７２百万円以内と決議いただいております。）
なお、上記支給額には以下のものが含まれております。
・取締役４名に対する当事業年度における役員賞与引当金の繰入額１４百万円
また、上記支給額には以下のものが含まれておりません。
・使用人兼務取締役（３名）に対し支給された使用人分給与（賞与を含む）３２百万円

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対し、専従スタッフの配置はいたしておりませんが、常勤取締役の専従スタッフ（経営企画部、内部監査室、総務部）が適宜対応しております。
また、社外取締役および社外監査役に対する、取締役および従業員の報告体制は以下の通りであります。
（1）取締役および従業員は、各社外取締役および各社外監査役の要請に応じて必要な報告を行っております。
（2）社外取締役および社外監査役は、常時職務の執行に関わる文書その他の情報を閲覧できます。
（3）社外監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、または付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べることができます。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、重要な業務執行の決定機関、経営監視機関として取締役会および監査役会を位置づけており、取締役８名のうち２名が社外取締役、監査役５名のうち３名が社外監査役となっております。また、当社は業務執行体制の強化のため執行役員制度を採用しております。
取締役会は、代表取締役社長を議長とし毎月１回の開催および必要に応じ臨時取締役会を適宜開催いたしておりますが、取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、計画策定および経営活動の推進策を代表取締役の諮問機関であります経営会議に権限を委譲し、定例および臨時開催で迅速な意思決定と機動的な業務執行をはかっております。
一方、取締役は、任期を１年とすることで、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築しております。
また、監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、経営の監督機能強化をはかるとともに、監査役会を毎月１回開催し、社外監査役との連携による経営課題、経営リスクについて経営陣への積極的な意見表明を行っております。加えて、代表取締役と監査役会は定期的に業務執行状況に関する意見交換の機会を設けており、業務執行に係る監査役の監督機能を充分に果たせる体制を確保しております。また、監査法人との四半期ごとのコミュニケーションや、営業所往査の立会等を通じた監査結果の聴取および情報交換等を行うことで、監査体制の更なる強化を図っております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、福原正三、佐久間佳之の２氏であり、ＥＹ新日本有限責任監査法人に所属しております。また、このほかに公認会計士５名、その他の者２２名の合計２７名が補助者として当期の監査業務に携わっております。

【候補者の選解任・指名手続】
候補者の選解任と指名については、取締役は（1）豊かな業務経験を持ち、（2）客観的経営判断能力が優れており、（3）指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること、社外取締役は法が定める要件に合致していることを確認し、人格・見識・経歴等を総合的に考慮の上、代表取締役社長が候補者案を提示し、独立社外取締役を含む取締役会が決議して選定しております。
また、経営成績の不振が続いた場合や選任基準に適合しない場合には、役員の解任を検討することとしております。
取締役会の規模については、十分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人数で構成しており、定款により15名以内としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、弁護士資格または大学教授、学校法人学長・理事長としての知見・経験を有する社外取締役が、当社取締役会の意思決定および経営指導を行っており、また、学識経験者や公認会計士または弁護士資格を有する社外監査役が、監査役の監査を行うことにより業務の適正を確保しているものと考えます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を毎年2月に開催しております。 2017年11月期の定時株主総会は2018年2月22日（木）に開催いたしました。
その他	株主総会開催地を本店所在地の東京都調布市から東京都新宿区へ変更しております。 株主総会において、当社の当事業年度（もしくは中期経営計画）の業績目標と方針を、代表取締役から説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにて情報開示の基本方針としてIRポリシーを公表しております。（https://www.krs.co.jp/ir/ir_policy.html）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は実施しておりませんが、当社ホームページの個人投資家向けサイトや、株主通信等を通じて情報提供の充実に努めております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および期末決算発表後、原則、代表取締役社長が出席する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、定期的資料の他、決算説明会で使用した説明会資料や英文併記のインベスターズガイド等も掲載しております。（https://www.krs.co.jp/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営推進本部　経営企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループの理念を実践していくうえで大切にしていきたいこと、より良い企業市民として守っていくべきことを「キユーソースピリット」として表しています。 キユーソースピリットをすべての役職員が理解し、誠実に遵守していくことは、グループのさらなる成長とすべてのステークホルダーの幸せにつながるものと考えています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・労働力不足への対応や環境保全などの実現に向け、トラック輸送から環境負荷が少ない鉄道・船舶輸送に転換するモーダルシフトを推進しております。 また、倉庫内のＬＥＤ照明設備の導入やデマンド警報装置の設置、事務所における節電活動などに積極的に取り組むと共に、フロンガスを使用しない、自然冷媒タイプの冷凍機を、新設拠点に、順次導入を推進しております。 ・社会貢献活動の取り組みとして、２０１５年１０月より、子どもたちに交通ルールや、交通安全の知識を教える「交通安全教室」を実施しております。ドライバーを中心とした従業員が、地域のイベントや、学校などに出向き、分り易く、交通安全について指導をおこなっています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

⑴　総論
本決議は、会社法第362条第５項（同法第362条第４項第６号）に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、取締役・従業員が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムおよび金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。
本決議に基づく内部統制システムの構築は、代表取締役の指示の下、速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての定期的な見直しによってその改善をはかり、さらに、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

⑵　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑻　当社は下記の社是・社訓を掲げ、取締役、従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成し、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。
（社是）
楽業偕悦
（社訓）
・道義を重んずること
・創意工夫に努めること
・親を大切にすること
（グループ経営理念）
わたしたちは
人と食を笑顔で結び
いつも信頼される企業グループです
⑹　当社は、取締役、従業員が法令・定款および当社の社是、社訓、グループ経営理念を遵守した行動をとるためのキユーソースピリット（倫理行動規範）を制定し、ホームページ上などで宣言し、取締役はこれに則り、グループ全体に定着させる義務を負う。
⑽　取締役会については取締役会規程により、毎月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて随時、複数の顧問弁護士および監査法人より経営判断に必要な助言を受けて、法令および定款に違反する行為を未然に防止する。
⑾　反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、いかなる形であってもそれらを助長するような行動を行わない。
⑿　財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を推進する。

⑶　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑻　職務の執行に関わる文書その他の情報につき、従来からある当社取締役会規程、決裁規程、文書管理規程、およびそれに関連する各管理マニュアルに従い適切な保存および管理（廃棄を含む）・運用を実施し、必要に応じて検証や見直し等を適宜行う。
⑹　前項に係る事務は従来どおり経営推進本部が所管し、⑻の検証を行い、見直しが生じた場合に、代表取締役が随時、取締役会に報告する。
⑽　取締役および監査役は、常時これらの文書または電磁的記録を閲覧できるものとする。

⑷　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑻　当社は、内部統制管理規程により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
⑹　当社はリスクマネジメントを効率的に行うため、コンプライアンスを含めた内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は内部統制管理規程の制定・管理・運用の統括を行い、リスク管理体制を明確化する。また、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果について内部統制委員会へ定期的に報告する。なお、内部統制委員会の統括責任者は代表取締役とする。
⑽　当社は、代表取締役に直属する内部監査部門を従来より設置しており、その室長が引き続き職務を行う。
⑿　内部監査部門は、定期的に業務監査実施基準および実施方法を検討し実施基準に漏れが無いか否かを確認し、実施基準の改定を行う。
⒁　内部監査部門の監査により法令および定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、その危険度および損失の程度等について、直ちに代表取締役および担当役員に通報される体制を構築する。
⒃　当社は、当社グループの企業活動の遂行、取締役・監査役・従業員等の安全、財産、名誉もしくは組織の存続に関して重大な被害または支障が生じた、または生ずる恐れがある危機事象（自然災害、火災、感染症等の発生その他の事件または事故）に迅速かつ的確に対処するため、当社グループの危機管理体制その他の基本事項を定めた規程類を整備する。

⑸　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑻　当社は、取締役会において各本部を担当する業務執行取締役を選定している。業務執行取締役は決裁規程により効率的かつ適正な業務執行を行う。
⑹　従来より取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、経営計画策定および経営活動の推進策を代表取締役の諮問機関である経営会議に権限を委譲し、定例および臨時開催で迅速な意思決定と機動的な業務執行をはかっている。経営会議は決裁規程および経営会議規程に基づき効率的な運営を行っている。

⑹　従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑻　当社グループの従業員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるためにキユーソースピリットを制定し、その周知をはかっている。
⑹　内部統制委員会は、内部統制管理規程および関係するマニュアルなどを作成・管理・運用を統括する。内部統制委員会はコンプライアンスに関するリスクの分析およびマネジメントを行う。
⑽　従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、公益通報者保護法に基づく、法律事務所を社外窓口としたヘルプラインを設置する。ヘルプライン委員長は経営推進本部担当取締役とし、ヘルプライン管理規程に基づいて内部通報制度を構築する。また、経営推進本部担当取締役は従業員に対し、ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底をはかる。また、ヘルプライン委員会は賞罰委員会を通じて、代表取締役に対し人事上必要な処分を勧告する。

⑺　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は上場会社としての責任を果たすため、親会社キユーピー株式会社と協力しながら、当社独自に内部統制システムの構築を行っている。

イ　当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

⑷　子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告およびグループ内情報の共有化をはかるとともに、グループ経営の意思決定を迅速かつ的確に遂行するためにグループ経営推進会議を設置し、従来どおり3ヶ月に1回程度開催する。

ロ　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑷　ヘルプラインの相談窓口は、子会社を対象に含め、法律事務所を社外窓口として設置する。

⑹　内部統制委員会において主要な子会社におけるリスクマネジメントの状況を確認するとともに、リスクマネジメント体制構築の支援を行なう。

ハ　当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑷　子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または従業員を派遣し、子会社の取締役等の職務執行にかかる事項について連携、監督を行う。

ニ　当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑷　子会社に対し監査計画書に基づき、内部監査部門による定期的なモニタリングを行い、代表取締役および常勤監査役へ報告を行っている。

⑻　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会から求められた場合には、必要な員数等について、監査役と取締役が適宜協議し、検討を行う。

⑼　監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を置く場合、その人事等については、代表取締役と監査役が協議の上、監査役会の意見を尊重して決定する。

⑽ 取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

⑷　取締役および従業員は、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

⑹　前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・当社の子会社および関連会社の監査役、内部監査部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用および通報内容
・株主総会に提出しようとする議案、書類その他の法務省令で定めるもの
・法令・定款に違反する行為または不正行為
・当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある行為

⑹　取締役および従業員は、当社および子会社の取締役・執行役員が法令違反などに該当している場合の内部通報制度を構築するため、当社常勤監査役に直接相談や通報ができる「監査役直通ホットライン」を設置するとともに、その運用状況については監査役会にて報告を行なう。

⑾ 取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として人事上その他の点で当社から不利益な取り扱いを行なうことを禁止する体制を構築する。

⑿ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

⑷　監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な費用については予算措置を講じる。

⑹　監査役が外部の専門家（弁護士、会計士等）に委託する場合の費用等、特別費用の請求がされた場合、その内容に不合理がない限り、特別費用は会社が負担する。

⒀ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑷　監査役は取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、監査役会を毎月1回開催し、社外監査役との連携による経営課題、経営リスクについて経営陣への積極的な意見表明を引き続き行う。

⑹　監査役は、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする機会を設ける。

⑹　内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議し、意見交換するなどし、情報交換および連携をはかる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力に対しては、キユーソースピリットに則り、断固とした姿勢で臨み、いかなる形であってもそれらを助長するような行動を行いません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、いわゆる買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【業務執行の体制・経営監視及び内部統制の仕組】

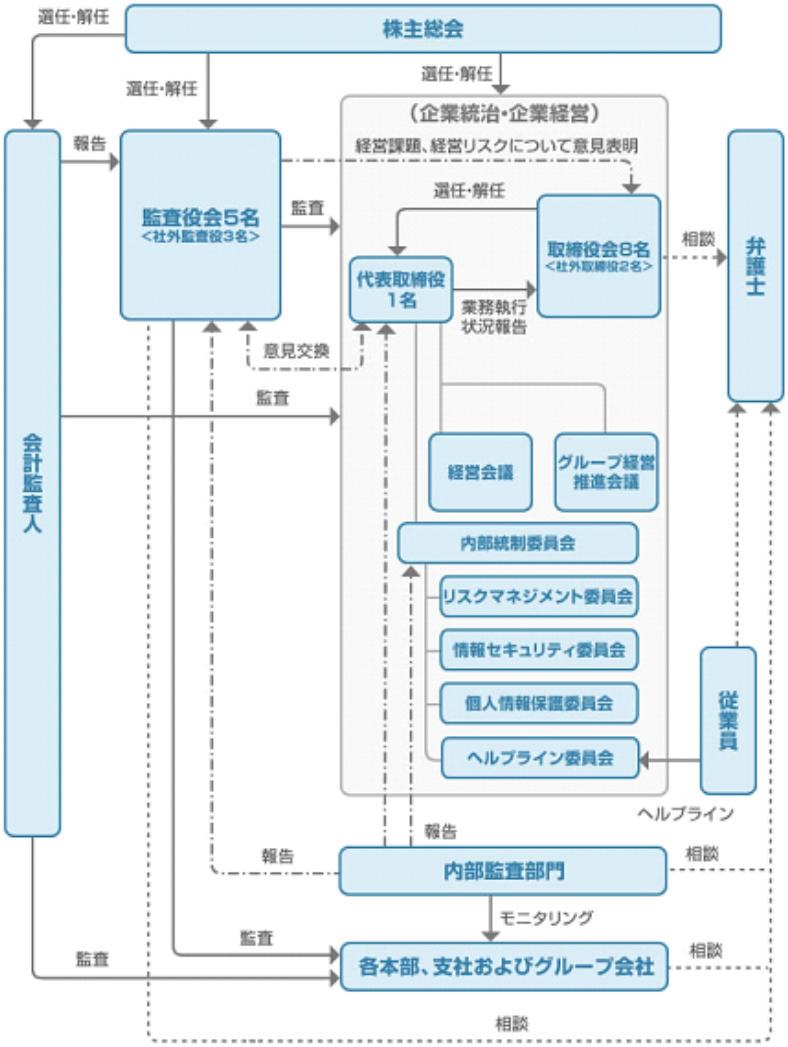

【適時開示体制の概要】

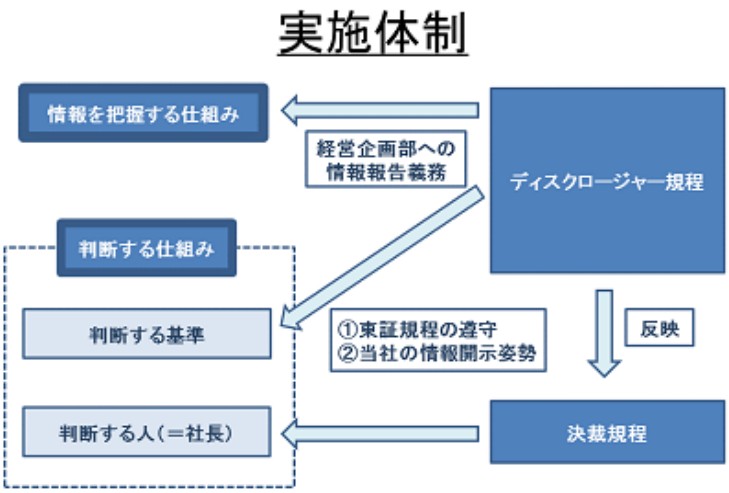
実施体制
情報を把握する仕組み
経営企画部への
情報報告義務
ディスクロージャー規程
判断する仕組み
判断する基準
①東証規程の遵守
②当社の情報開示姿勢
反映
判断する人（＝社長）
決裁規程